

国指定鳥獣保護区及び 特別保護地区の指定について

平成27年4月22日(水)
中央環境審議会自然環境部会
野生生物小委員会

•

• 1

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

1. 法律上の規定：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

国指定鳥獣保護区

○位置づけ

国際的または全国的な鳥獣の保護の見地からその保護のため重要と認める区域(法第28条)

○規制内容

狩猟は認められない(法第11条)

特別保護地区

○位置づけ

鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域(法第29条)

○規制内容(要許可行為(法第29条第7項))

- ・ 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること
- ・ 水面を埋め立て、又は干拓すること
- ・ 木竹を伐採すること 等

• 2

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

2. 指定区分とその要件：鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針

(1) 大規模生息地 (浅間 30,940ha、白神山地 17,157haなど 10箇所)

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために設定。1箇所当たり10,000ha以上。

(2) 集団渡来地 (伊豆沼(ガン・カモ・ハクチョウ類)、荒尾干潟(シギ・チドリ類)など 33箇所)

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等に設定。

(3) 集団繁殖地 (天売島(ウミガラス等)、枇榔島(カンムリウミスズメ等)など 19箇所)

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため島嶼、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等に設定。

(4) 希少鳥獣生息地 (鳥島(アホウドリ)、北アルプス(ライチョウ)など 21箇所)

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣の生息地。

● 3

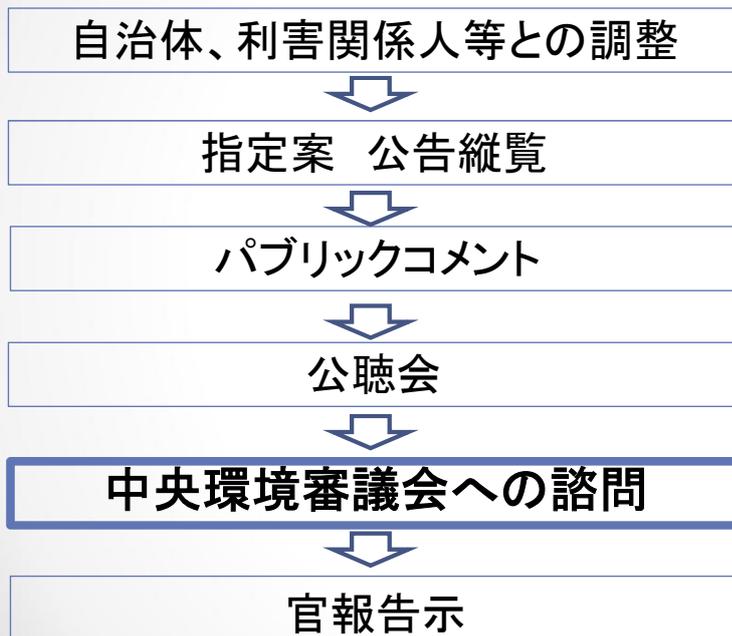
国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

3. 指定状況



国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

4. 指定までの主な手順



● 諮問対象案件

鳥獣保護区

- ・新規指定
(法第28条第1項)
- ・既指定保護区の拡張
(法第28条第2項)

特別保護地区

- ・新規指定及び存続期間終了後の再指定
(法第29条第1項)
- ・存続期間中の拡張
(法第29条第4項)

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

5. 今回諮問する鳥獣保護区・特別保護地区

鳥獣保護区 及び特別保護地区	種別	指定区分	所在	存続期間	面積
東よか干潟鳥獣保護区	新規指定	集団渡来地	佐賀県 佐賀市	H27.5.1 ~ H46.10.31	239ha
東よか干潟特別保護地区	新規指定	集団渡来地	佐賀県 佐賀市	H27.5.1 ~ H46.10.31	218ha
肥前鹿島干潟鳥獣保護区	新規指定	集団渡来地	佐賀県 鹿島市	H27.5.1 ~ H46.10.31	67ha
肥前鹿島干潟特別保護地区	新規指定	集団渡来地	佐賀県 鹿島市	H27.5.1 ~ H46.10.31	57ha

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

6. 指定後の鳥獣保護区

- ・箇所数 83箇所 → 85箇所
うち特別保護地区 68箇所 → 70箇所
- ・面積

鳥獣保護区	585,558ha	→	585,864ha
特別保護地区	160,032ha	→	160,307ha

国指定東よか干潟鳥獣保護区及び 同東よか干潟特別保護地区の 新規指定について

東よか干潟鳥獣保護区(239ha)
東よか干潟特別保護地区(218ha)



東よか干潟鳥獣保護区及び 東よか干潟特別保護地区の概要



東よか干潟鳥獣保護区及び 東よか干潟特別保護地区の概要



東よか干潟鳥獣保護区及び 東よか干潟特別保護地区の概要

● **位置** 佐賀県佐賀市

● **面積**

鳥獣保護区 239ha(新規指定)

特別保護地区 218ha(新規指定)

● **存続期間**

平成27年5月1日から

平成46年10月31日まで

● **指定区分**

集団渡来地

多くのシギ・チドリ類が渡来

(毎年平均約9,000羽)

ズグロカモメ: 毎年平均約870羽

●(東アジア地域個体群の1%以上)



東よか干潟鳥獣保護区及び 東よか干潟特別保護地区の概要

● 生息する鳥獣

鳥類: 18科100種

獣類: なし

● 自然環境の概要

- 国内でも有数の規模の大きい有明海の干潟の一部
- 東与賀海岸及びその沖合で、有明海北部に流入する六角川、嘉瀬川、本庄江川等の河口及びその周辺の海岸に発達する単一干潟
- シチメンソウ(国内では有明海沿岸の干潟だけに生育する塩生植物、環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類)の日本最大の群落が存在する。

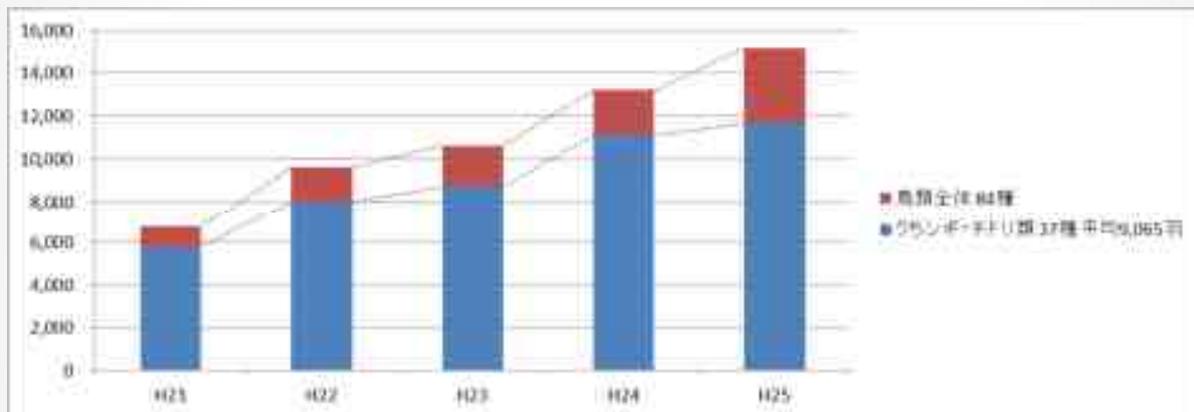


● 法第32条の規定に基づく補償

- ・ 同条の規定にある損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償することとなる。

東よか干潟鳥獣保護区及び 東よか干潟特別保護地区の概要

シギ・チドリ類が秋から春にかけて約9,000羽渡来
(飛来数は我が国最大規模)



項目 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25	
鳥類全体	84種	6,753	9,623	10,645	13,215	15,169
シギ・チドリ類	37種	5,758	8,020	8,740	11,124	11,685

各年における種別最大確認数の合計値

出典: 環境省モニタリングサイト1000シギ・チドリ類調査による。なお、鳥類84種、シギ・チドリ類37種は同調査の対象となった種数であり、指定計画書の鳥獣リストに掲げられた種数(100種)とは異なる。

平成25年度シギ・チドリ類季節別渡来状況

春期

秋期

冬期



出典：重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)シギ・チドリ類調査業務平成25(2013)年度調査データ総括報告書
注)冬期のみにおける種ごとの最大数を合計した値が10,605である。前ページでは、平成25年度のシギチドリ数が11,685となっているが、これは種ごとに季節を通じた最大数を合計した値である。

東よか干潟鳥獣保護区及び 東よか干潟特別保護地区の概要

飛来数の多いシギ・チドリ類



出典：環境省モニタリングサイト1000シギ・チドリ類調査より。各鳥の羽数は、各年における種別の最大確認数を平均したもの。なお、写真は当該区域内において撮影されたものではない(有明海の荒尾干潟等で撮影されたものを使用)。

東よか干潟鳥獣保護区及び 東よか干潟特別保護地区の概要

希少な鳥類も渡来。特にズグロカモメは東アジア地域個体群の1%以上を大幅に上回る数が渡来。



ズグロカモメ(環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類)
約870羽(H21～25平均) 東アジア地域個体群1%:85羽

年度	H21	H22	H23	H24	H25
ズグロカモメ	640	1,050	753	900	990



クロツラヘラサギ(絶滅危惧ⅠB類)
約20羽(H21～25平均)
東アジア地域個体群1%:20羽



ツクシガモ(絶滅危惧Ⅱ類)
約1,100羽(H21～25平均)
東アジア地域個体群1%:1,300羽

出典:環境省モニタリングサイト1000シギ・チドリ類調査より。各鳥の羽数は、各年における種別の最大確認数を平均したもの。なお、写真は当該区域内において撮影されたものではない(有明海の荒尾干潟等で撮影されたものを使用)。

東よか干潟鳥獣保護区及び 東よか干潟特別保護地区の概要

● 管理等状況

自然環境の保全を目的とした法令や条例に基づく地域指定はなし。
なお、当該区域の沖合で、漁業者によるノリ養殖がおこなわれている。



- 参加型保全活動や環境教育の実施、漁業及び農業の振興と当該鳥獣保護区との共存、文化の活用等を目的として、地方公共団体、地元住民、農業者、漁業者等により構成される協議会が設置される予定。同協議会と連携し、当該区域の国際的重要性に関する認識の向上、持続可能な利用の取組を進める。
- 案内板及び制札の維持管理、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視及び普及啓発。
- 国指定鳥獣保護区管理員等によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握。
- シチメンソウの群落についても干潟と一体的な適切な管理に努める。

公聴会の実施結果

- 開催日：平成27年3月25日(木)
- 場所：佐賀県佐賀市 佐賀市清掃工場2階会議室
- 公述人：6名(本人出席1名、代理出席4、欠席1名)
- 意見：賛成6名、反対0名

<主な意見>

- 国指定鳥獣保護区内のモニタリング等結果について、関係者に情報共有してほしい。
- 鳥類によるノリや農作物が被害が発生した場合や航空機の鳥衝突対策を行う場合などで、関係者から有害鳥獣捕獲許可の申請があった場合は、速やかに対応してほしい。
- 鳥類への餌付け行為がないようにお願いしたい。
- 区域内に生息する野鳥における鳥インフルエンザ感染の監視を行うとともに感染が確認された場合の対応について体制整備をして欲しい。

国指定肥前鹿島干潟鳥獣保護区及び 同肥前鹿島干潟特別保護地区の指定 について

肥前鹿島干潟鳥獣保護区(67ha)

肥前鹿島干潟特別保護地区(57ha)



肥前鹿島干潟鳥獣保護区及び 肥前鹿島干潟特別保護地区の概要



肥前鹿島干潟鳥獣保護区及び 肥前鹿島干潟特別保護地区の概要



肥前鹿島干潟鳥獣保護区及び 肥前鹿島干潟特別保護地区の概要

● **位置** 佐賀県鹿島市

● **面積**

鳥獣保護区 67ha(新規指定)

特別保護地区 57ha(新規指定)

● **存続期間**

平成27年5月1日から

平成46年10月31日まで

● **指定区分**

集団渡来地

多くのシギ・チドリ類が渡来

ズグロカモメ: 毎年平均約370羽

チュウシャクシギ: 毎年平均約1,000羽

(東アジア地域個体群の1%以上)



肥前鹿島干潟鳥獣保護区及び 肥前鹿島干潟特別保護地区の概要

● 生息する鳥獣

鳥類: 11科77種

獣類: なし

● 自然環境の概要

- 国内でも有数の規模の大きい有明海の干潟の一部
- 有明海西岸に位置し、塩田川、鹿島川の河口及びその周辺の海岸に発達する泥質の干潟

● 法第32条の規定に基づく補償

- ・ 同条の規定にある損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償することとなる。



※水鳥の重要生息地として、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの下での渡り性水鳥重要生息地ネットワーク(シギ・チドリ類)に参加(平成14年3月)

肥前鹿島干潟鳥獣保護区及び 肥前鹿島干潟特別保護地区の概要

シギ・チドリ類の中でもチュウシャクシギは
東アジア地域個体群の1%以上を上回る数が渡来。



チュウシャクシギ
約1,000羽(H22～26平均)

東アジア地域個体群1%:
550羽

年度	H22	H23	H24	H25	H26
チュウシャクシギ	870	1,140	810	1,028	1,135

出典: 鹿島市調査資料より。各鳥の羽数は、各年における種別の最大確認数を平均したもの。なお、写真は当該区域内において撮影されたものではない(有明海の荒尾干潟等で撮影されたものを使用)。

【参考】環境省モニタリングサイト1000シギ・チドリ類調査によれば、H21～25年の平均で約1,700羽のシギ・チドリ類が渡来。なお、鹿島市の調査は環境省の調査よりも狭い区域(=国指定鳥獣保護区指定予定区域)を対象として実施された。

肥前鹿島干潟鳥獣保護区及び 肥前鹿島干潟特別保護地区の概要

希少な鳥類も渡来。特にズグロカモメは東アジア地域個体群の1%以上は大幅に上回る数が渡来。



ズグロカモメ

(環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類)

約370羽(H21～25平均)

東アジア地域個体群1%:85羽

年度	H21	H22	H23	H24	H25
ズグロカモメ	439	265	300	250	620

出典:鹿島市調査資料より。各鳥の羽数は、各年における種別の最大確認数を平均したもの。なお、写真は当該区域内において撮影されたものではない(有明海の荒尾干潟等で撮影されたものを使用)。

肥前鹿島干潟鳥獣保護区及び 肥前鹿島干潟特別保護地区の概要

● 管理等状況

これまで佐賀県指定鳥獣保護区として、県雇用の鳥獣保護員(1名の鳥獣保護員で、当該鳥獣保護区を含む3鳥獣保護区を担当)による、巡視及び鳥獣調査、制札の管理(年間8日程度:主に狩猟期間中を重点的に巡視等を行っている)を実施。



- 有明海に生息する生物の生息地及び水辺景観の保全を行うことを目的として関係団体により設置される協議会と協力して利用者及び地域住民に対する環境学習等を実施する。また、当該協議会又は地方公共団体が当該区域周辺において行う自然環境の保全活動と連携を図りながら管理を進める。
- 案内板及び制札の維持管理、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視及び普及啓発。
- 国指定鳥獣保護区管理員等によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握。

公聴会の実施結果

- 開催日：平成27年3月25日(木)
- 場所：佐賀県鹿島市 鹿島市役所5階第会議室
- 公述人：15名(本人出席7名、代理出席4名、欠席4名)
- 意見：賛成15名、反対0名

<主な意見>

- 国指定鳥獣保護区内のモニタリング等結果について、関係者に情報共有してほしい。
- 鳥類によるノリや農作物が被害が発生した場合や航空機の鳥衝突対策を行う場合などで、関係者から有害鳥獣捕獲許可の申請があった場合は、速やかに対応してほしい。
- 鳥類への餌付け行為がないようお願いしたい。
- 港湾管理者から、特別保護地区内における護岸、突堤、防波堤等の港湾施設の建設や改良に関する行為許可申請があった場合には、速やかに許可を出してほしい。